

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律
違反に係る国による指導の件数等

令和元年 12 月
農 林 水 産 省

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号。以下「法」という。）違反に係る国（農林水産省）による指導の件数等は以下のとおりです。

指 導	上半期 (4月～9月)	下半期 (10月～3月)	合 計	(参考)	
				勧告	命令
平成 30 年度	91 件	38 件	129 件	0 件	0 件
令和元年度	13 件		13 件	0 件	0 件

(参考)

令和元年度上半期の法令違反区分別の指導件数

違反区分	米穀等取引記録の作成に係る違反 (法第3条違反)	米穀等の搬出・搬入の記録の作成に係る違反 (法第5条違反)	消費者に対する米穀等の産地情報伝達に係る違反 (法第8条違反)	計
例	記録の未作成・誤記録	入出荷(物流)の記録の不備	外食店等での産地情報の未伝達	
件数	6 件	1 件	10 件	17 件

・合計数が事業者単位の指導件数よりも多いのは、複数区分で違反した事業者がいるため。

令和元年度上半期の主な業種別の指導件数

事業者の 主な業種	飲食店	飲食料品小売業	宿泊業	食料品製造業	計
件数	8 件	2 件	2 件	1 件	13 件

(※) 別紙資料は、令和元年度上半期における指導状況

平成31年4月から令和元年9月期における指導状況

施行月	事業者所在地	事業者の主な業種	主な違反内容
平成31年04月	東京都	飲食店	米穀の取引記録の未作成
平成31年04月	群馬県	飲食料品小売業	スリランカ産米の取引記録の未作成 スリランカ産米の搬入・搬出記録の未作成
令和元年05月	東京都	飲食店	パキスタン産米の取引記録の産地の未記録
令和元年05月	東京都	飲食店	千葉夷隅産米を使用した米飯類の産地情報を「国内産米及び米国産米」と伝達
令和元年06月	大阪府	飲食店	国内産米を使用した米飯類の産地情報を「国内産及び豪州産」と伝達
令和元年06月	愛媛県	宿泊業	米飯類の原料米穀の産地情報の未伝達
令和元年07月	秋田県	飲食店	米飯類の取引記録の産地の未記録 米飯類の原料米穀の産地情報の未伝達
令和元年07月	北海道	宿泊業	国内産米を使用した米飯類の産地情報を「北海道産」と伝達
令和元年08月	大阪府	飲食店	米飯類の取引記録の産地の未記録 国内産米及び中国産米を使用した米飯類の産地情報を国内産と伝達
令和元年08月	和歌山県	飲食料品小売業	国内産米を使用した米飯類の産地情報の未伝達
令和元年09月	大阪府	食料品製造業	米飯類の取引記録の未作成又は産地情報の未記録 米穀の取引記録の取引年月日、産地及び数量の未記録 米飯類の原料米穀の産地情報の未伝達
令和元年09月	東京都	飲食店	国内産米、中国産米及びベトナム産米を使用した米飯類の産地情報の未伝達
令和元年09月	熊本県	飲食店	米飯類の原料米穀の産地情報の未伝達